

介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業の概要

1 簡易陰圧装置設置経費支援

【対象事業】

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

【補助基準額・補助率】

1台当たり 4,320千円（補助率10/10）

※設置台数は、定員数を上限とする

【補助対象経費】

簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費

※居室・静養室・医務室に設置したものに限り

※工事事務費は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする

2 換気設備設置経費支援

【対象事業】

風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置を行う事業

【補助基準額・補助率】

対象面積1㎡当たり 4千円（補助率10/10）

<対象面積の算出方法>

施設延べ床面積×換気設備を設置した居室の定員／施設定員数

【補助対象経費】

換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費

※居室に設置したものに限り

※工事事務費は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度とする

補助対象施設（1・2共通）

- ①特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院
- ④介護療養型医療施設
- ⑤養護老人ホーム
- ⑥軽費老人ホーム
- ⑦有料老人ホーム
- ⑧サービス付き高齢者向け住宅
- ⑨短期入所生活介護事業所
- ⑩短期入所療養介護事業所
- ⑪認知症高齢者グループホーム
- ⑫小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑭生活支援ハウス

※ 定員30人以上の広域型施設は都からの直接補助、定員29人以下の地域密着型施設等は区市町村からの間接補助

<活用財源> 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分） [負担割合:国2/3、都1/3]